

請求の前に、ご確認ください！

～速やかな給付のために～

提出された書類に不備があると、請求に係る手続きが再度必要となり、学校・設置者のみなさまの事務負担が増えるばかりでなく、保護者の方に速やかに給付金をお支払いすることができなくなります。

よくある照会事例

- 「災害報告書」で報告された受傷部位と「医療等の状況」に証明された部位が異なる。
- 「高額療養状況の届」が添付されていない。
- 医療費総額が5,000円（請求点数500点）未満である。
- 災害発生の状況の詳細が分からない。
- 押印漏れ・記載漏れがある。

請求漏れはありませんか？

受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。



確認ポイント

災害報告書

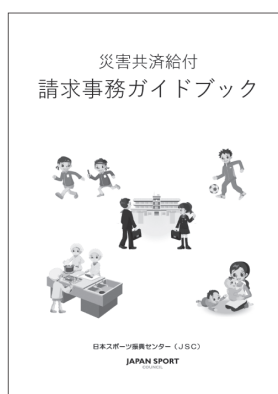
- 災害発生の状況（何をしていたどうなったか等）が報告されていますか？
- 受傷部位は「医療等の状況」に証明された部位と同じですか？
- 災害ごとに申請されていますか？
複数災害の療養が1枚の「医療等の状況」に証明されている場合、災害ごとの入力が必要になります。入力の方法については、「災害共済給付オンライン請求システム操作マニュアル」をご参照ください。

医療等の状況

- 初診から治ゆまでの医療費総額（点数）が5,000円（500点）以上になっていますか？
- 医療機関等の印は押印されていますか？

添付書類

- 単位療養額が70,000円（7,000点）以上の場合に「高額療養状況の届」を添付していますか？
※助成制度利用時は省略可
- 「治療用装具明細書」には領収書の写しが添付されていますか？
また、保護者記入欄に記載漏れはありませんか？
※平成31年度から、部活動の計画表は、活動日・場所にかかわらず省略できます。ただし、審査上必要がある場合は、添付していただきます。



JSC発行の「災害共済給付請求事務ガイドブック」もご活用ください。



よくあるご質問、請求に必要な様式のダウンロードはこちらをクリック！

[学校安全Web](#)

[検索](#)

請求に関するお問い合わせは、担当の地域事務所へご連絡ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部

JAPAN SPORT
COUNCIL